主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意は、違憲をいうが、刑法二六条二号による刑の執行猶予の言渡の 取消が憲法三九条、三一条に違反しないことは、当裁判所の判例(昭和四一年(し) 第五九号同四二年三月八日大法廷決定・刑集二一巻二号四二三頁)の趣旨とすると ころであるから、所論は理由がない。

よつて、刑訴法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五七年七月二日

最高裁判所第三小法廷

己	正	藤	伊	裁判長裁判官
Ξ	大	井	横	裁判官
郎	治	田	寺	裁判官
治	タ	戸口	木	裁判官